

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第3号

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則  
香川県警察署協議会規則（平成13年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
警 察 署	警察署協議会の名称	委員の定数	警 察 署	警察署協議会の名称	委員の定数
香川県東かがわ警察署～香川県善通寺警察署 略			香川県東かがわ警察署～香川県善通寺警察署 略		
香川県琴平警察署	琴平警察署協議会	<u>3人</u>	香川県琴平警察署	琴平警察署協議会	<u>4人</u>
香川県三豊警察署	三豊警察署協議会	<u>4人</u>	香川県高瀬警察署	高瀬警察署協議会	<u>3人</u>
香川県観音寺警察署	観音寺警察署協議会	<u>4人</u>	香川県観音寺警察署	観音寺警察署協議会	<u>7人</u>

附 則  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。